

# 令和7年度 伊達な広域観光推進協議会 誘客促進プロモーション業務 プロポーザル実施要領

## 第1 募集事項

### 1 委託業務名

令和7年度 伊達な広域観光推進協議会 誘客促進プロモーション業務

### 2 事業目的・委託期間・業務内容

別紙「令和7年度 伊達な広域観光推進協議会 誘客促進プロモーション業務 仕様書」のとおり

## 第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 伊達な広域観光推進協議会構成市町（仙台市・気仙沼市・南三陸町・大崎市・松島町・奥州市・平泉町・一関市・最上町）いずれかに本店または支店（支社）、営業所があること。
- (2) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (3) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (4) 伊達な広域観光推進協議会構成市町のいずれかより指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者に対する指名の停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (7) 現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。

## 第3 スケジュール（予定）

- |                        |                      |
|------------------------|----------------------|
| (1) 企画提案募集開始           | 令和7年5月21日（水）         |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和7年5月28日（水）12：00 まで |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和7年5月30日（金）まで       |
| (4) 参加表明書の提出期限         | 令和7年6月3日（火）12：00 まで  |
| (5) 企画提案書の提出期限         | 令和7年6月18日（水）12：00 まで |
| (6) 企画提案書の選考結果の通知（メール） | 令和7年7月11日（金）         |
| (7) 契約締結及び業務開始         | 令和7年7月中旬             |

※ 審査は書面審査のみ行い、プレゼンテーションによる審査は実施しない。

## 第4 応募手続

### 1 応募にあたっての質問及び回答

#### (1) 受付期限

令和7年5月28日（水） 12：00 まで

#### (2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参

等は認めない。

② 電子メールの題名の最初に、「令和 7 年度 伊達な広域観光推進協議会 誘客促進プロモーション業務への質問」と明記すること。

③ 電子メール送信後、電話で仙台市文化観光局東北連携推進室にメール着信を確認すること。

### (3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

### (4) 回答方法

回答は、以下日程に仙台市ホームページに掲載する。

令和 7 年 5 月 30 日（金）

## 2 参加表明書の提出

### (1) 提出書類

① 参加表明書（様式第 2 号） 1 部

② （※1）類似業務受注実績（様式第 3 号） 2 部

・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

・過去 2 年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

③ 会社概要（パンフレット等） 1 部

④ 主たる事業所在市町税の滞納がないことの証明書 1 部

※ 「主たる事業所所在市町税の滞納がないことの証明書」は所在市町（仙台市では各区役所および総合支所）税務関係の窓口にて請求すること。

### (2) 提出期限

令和 7 年 6 月 3 日（火） 12 : 00 まで（必着）

### (3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。なお、（※ 1）類似業務受注実績については、電子ファイル（PDF 形式）も提出すること。いずれも上記提出期限を厳守するよう注意すること。

### (4) 提出先

「6 提出先」のとおり。

## 3 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

① 応募申込書（様式第 4 号） 1 部

② （※ 2）企画提案書 2 部

（任意様式。A4 片面印刷。表紙・目次除き 15 ページ以内、カラー印刷可。※見積書（明細記入のこと）含む）

③ 提出書類チェックリスト 1 部

### (2) 提出期限

令和 7 年 6 月 18 日（水） 12 : 00 まで（必着）

### (3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。なお、（※ 2）企画提案書については、電子ファイル（PDF 形式）も提出すること。いずれも上記提出期限を厳守するよう注意すること。

#### 4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

##### (1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX番号、メールアドレス）」を記載すること

##### (2) 目次

##### (3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と伊達な広域観光推進協議会エリア内の課題整理

##### (4) 業務の全体計画

① 業務全体の流れ・基本方針（フロー図等を用いて）

② 業務の実施体制

③ 業務実施のスケジュール

##### (5) 業務内容別の説明

###### ① 旅行商品等の造成及び販売内容

ア 当協議会エリア内の誘客に関する課題は客観的なデータ等を用いて明らかにされているか

イ 造成する旅行商品等の方向性が具体的に記載されているか

ウ 当協議会エリアの魅力を訴求し、エリア内への宿泊需要を喚起するものか

エ 販売目標数値は客観的なデータから設定された適切な数値であることが示されているか

オ 総合的に地域の偏りなく必ず当協議会構成市町すべてへの誘客を促進する内容となっているか

###### ② 造成する旅行商品等のプロモーション

ア 当協議会エリアの持つ観光資源や魅力を効果的かつ効率的に発信するものか

イ プロモーション媒体や情報発信の手法、回数は適切な内容か

ウ 印象的かつ独自性のある実施内容か

エ 当協議会の認知度拡大に資する内容であるか

###### ③ 効果測定

ア 本業務の有効性を測る事業指標及び成果指標の目標設定は適切か

イ 効果測定の方法、測定時期は適切か

##### (6) 見積書

① 本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）

② 上記（5）業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること

#### 5 企画提案書作成に関する留意点

(1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。

(2) 提出期限後の修正及び再提出は認めない。

(3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

## 6 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 仙台市役所本庁舎 4 階  
伊達な広域連携推進協議会事務局（仙台市文化観光局東北連携推進室内）  
大宮・松井  
電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

## 第5 委託候補者の選考

### 1 委託候補者の選考方法

伊達な広域観光推進協議会構成市町が設置する審査委員会において、提出書類により審査し、優れていると判断される事業者を選定して委託候補者とする。

### 2 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。なお、（1）については提案内容を総合的に判断することとする。

#### （1）業務の実施能力（配点 20 点）

- ① 本業務の目的や業務内容を理解し、意欲的な提案を行っているか
- ② 当協議会エリアの現状分析と課題にあたる与件の整理が適切になされているか
- ③ 事業全体の方向性・スケジュール・実施体制（類似業務受注実績）が本委託業務を安定的かつ確実に遂行できるものであるか
- ④ 見積書の金額が提案内容と整合性が取れており合理的なものであるか

#### （2）旅行商品等の造成・販売（配点 35 点）

- ① 造成する旅行商品等の方向性は具体的に示されているか
- ② 当協議会エリアの魅力を訴求するものか
- ③ 当協議会エリアへの宿泊需要を喚起するものか
- ④ 販売目標数は適切な設定であるか
- ⑤ 総合的に地域の偏りなく必ず当協議会構成市町すべてへの誘客を促進する内容か

#### （3）造成する旅行商品等のプロモーション（配点 35 点）

- ① 当協議会エリアの持つ観光資源や魅力を効果的かつ効率的に発信するものか
- ② プロモーション媒体や情報発信の手法、回数は適切な内容か
- ③ 印象的かつ独自性のある実施内容か
- ④ 当協議会の認知度拡大に資する内容か

#### （4）効果測定（配点 10 点）

- ① 本業務の実施による効果を図る指標は適切で、目標の設定は妥当であるか
- ② 実績把握・効果検証の手法が確実に把握できる内容であり、具体的に示されているか

### 3 受託候補者の決定通知

- （1）審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- （2）非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から 7 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）で問合せを行うこと。その翌日から 10 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

**第6 提案上限額**

3,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

**第7 その他**

第5により選定した委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。